

水道事業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、平成19年瀬戸市水道事業告示第1号（瀬戸市水道事業に係る徴収又は収納事務を私人に委託した件）は、廃止する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

委託した 公金事務	指定公金事務 取扱者の名称	住所又は事務所の 所在地	指定を した日	委託を した日
上下水道料 金等の徴収 事務	株式会社ファ ノバ中部支店	名古屋市中村区椿 町1番16号	令和6年 6月5日	令和6年 6月5日